

ふくたん では



専門実践教育訓練の給付金を受けられます！

ふくたんでは、一定条件を満たす方を対象に「専門実践教育訓練」の給付金を受けることができます。このたび、平成 30 年 1 月 1 日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、支給額・上限・対象要件が拡充されることになりました。

社会人経験を活かし、資格取得やキャリアアップを目指す方は、この機会にぜひ活用ください！

「教育訓練給付金」とは・・・

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者だった離職者が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講した際に、教育訓練にかかった経費（入学金や授業料など）の一部について、ハローワークから給付金の支給を受けられる制度。

ふくたんは介護福祉専攻・幼児教育学科が「専門実践教育訓練給付金」の対象講座に該当します。

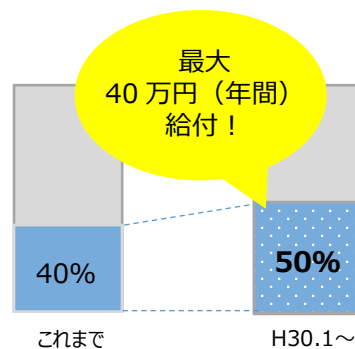
「専門実践教育訓練給付金」のメリット

「専門実践教育訓練給付金」では、受講費用の自己負担がぐっと軽減！
資格取得を目指す社会人の皆さんは今がチャンスです！

★メリット 1 最大 40 万円（年間）給付！

受講のために支払った教育訓練経費（入学金や授業料）の一部をハローワークから支給されます。

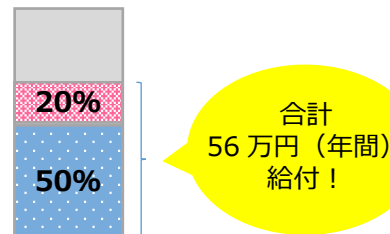
平成 30 年より、上限が 40%から 50%（年間 40 万円／最大 3 年）に拡大します。



★メリット 2 資格取得&就職で +20%給付！

訓練を修了して資格を取得し、修了から 1 年以内に就職に繋がった場合は、教育訓練経費の 20%を追加給付されます。

※メリット 1 と 2 の合計は、教育訓練経費の 70%（年額 56 万円、最大 168 万円）を上限とする。



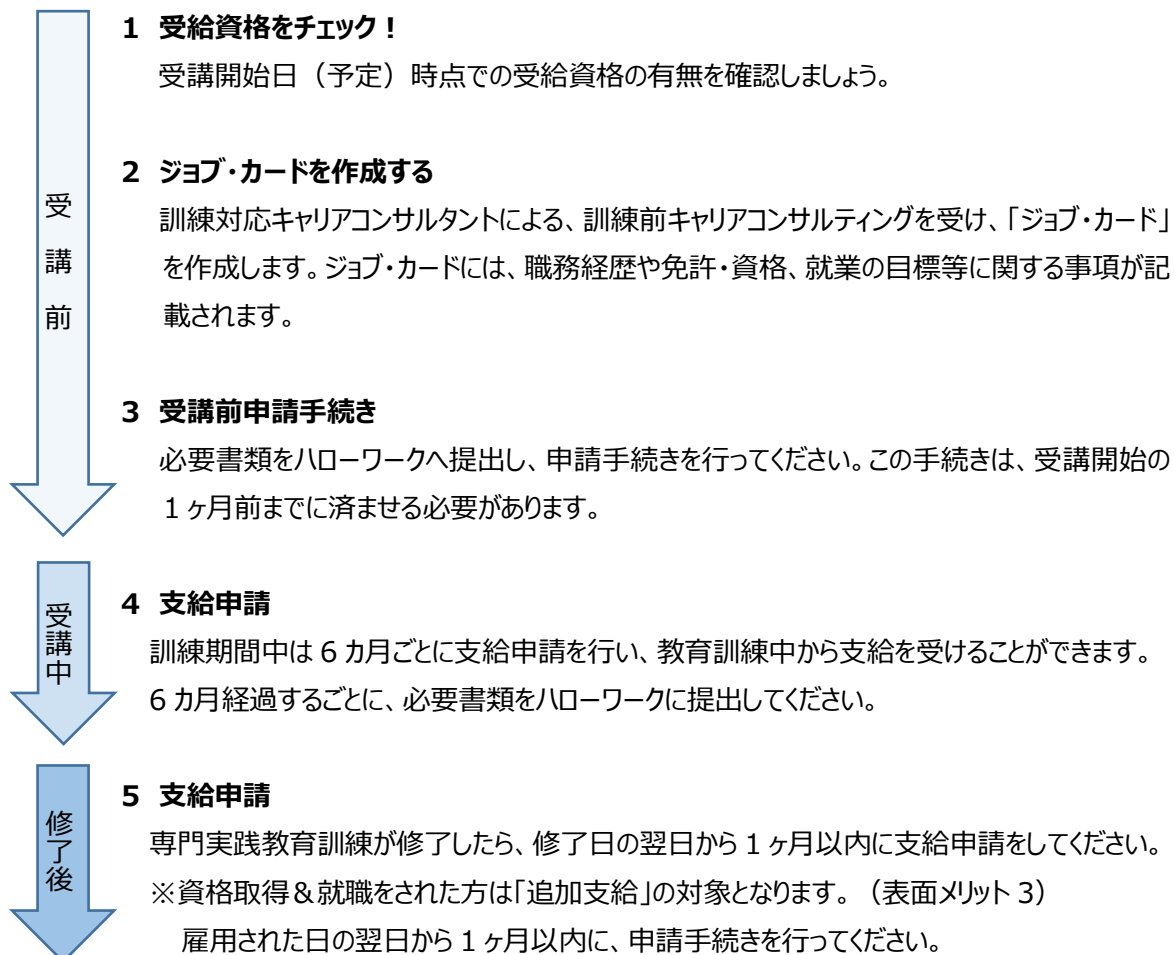
★メリット 3 訓練中失業中の方には、さらに給付金！

訓練期間中失業状態にある場合は、「教育訓練支援給付金」として離職前の基本手当日額の 80%相当（上限あり）を訓練期間が終了するまで受給できます！

※「今回が初めての受講である」「45 歳未満である」等の条件あり。

申請の流れ

教育訓練給付金を受給するためには、受講開始日の1ヶ月前までに事前の申請手続きが必要です。また、受講前に訓練対応キャリアコンサルタントによる「訓練前コンサルティング」および、「ジョブ・カード」の発行が必要となります。



※詳しくは、お近くのハローワークへお問い合わせください。

※教育訓練を受講するためには、本学の入学試験を受験し、合格する必要があります。

新たな資格を取得するチャンスです！ この機会に、**ふくたん**で学び直してみませんか？
詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



学校法人 涌山学園

Toyama College of Welfare Science

富山福祉短期大学

社会福祉学科 | 看護学科 | 幼児教育学科 |

〒939-0341 富山県射水市三ヶ579
TEL 0766-55-5567 / FAX 0766-55-5568



ふくたんキャラクター
福来郎

